

3 へき地の医療対策

へき地の医療対策の対象地域は、県内の「過疎地域自立促進特別措置法」及び「離島振興法」の適用地域並びに無医地区、準無医地区、無歯科医地区、準無歯科医地区又はへき地診療所等が設置されている地域とし、以下、「へき地等」と表現します。

現 状

1 地勢・人口

本県の平成27(2015)年の人口は284万人で、そのうち過疎地域の人口は29.7万人であり、全体の10.4%を占め、全国平均の8.6%を大きく上回っています。

本県の面積は8,480 km²で、うち63%が過疎地域であり、全国平均の59%を上回っています。

2 無医地区の状況

平成26(2014)年の「無医地区等調査」では、本県の無医地区は54地区あり、全国で2番目に多い状況となっています。

平成21(2009)年調査と圏域別に比較すると、無医地区数は、「広島」、「広島西」の2圏域で減少した一方、福山・府中圏域では無医地区数が民間診療所の廃止等により増加しており、無医地区の県東部・北部地域への偏在が顕著になっています。

図表 2-2-8 県内の無医地区数

区分	広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北	県全体	全国平均	全国順位
平成21(2009)年	7	1	0	0	4	6	35	53	15	2位
平成26(2014)年	6	0	0	0	4	9	35	54	13.5	2位
増減	▲1	▲1	±0	±0	±0	+3	±0	+1	▲1.5	—

出典：厚生労働省「無医地区等調査・無歯科医師地区等調査」

3 医療従事者の状況

(1) 医師

平成28(2016)年「医師・歯科医師・薬剤師調査」では、医療施設に従事している医師数は、県内全域で人口10万人当たり254.6人と、平成26(2014)年の前回調査と比べて、2.4人増加しており、過疎市町(※)では、人口10万人あたり190.5人と、前回調査と比べて、1.8人増加しています。

図表 2-2-9 人口10万人に対する医療施設従事医師数の推移

区分	平成24年(2012)	平成26年(2014)	平成28年(2016)	増減(2014→2016)
過疎市町	181.4	188.7	190.5	+1.8
広島県	245.4	252.2	254.6	+2.4
全国	226.5	233.6	240.1	+6.5

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

※ 過疎地域自立促進特別措置法に基づき「過疎地域」として公示された市町のうち、その全域が過疎地域とされる市町(三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、府中市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町)以下同じ。

(2) 歯科医師

平成28(2016)年、医療施設に従事している歯科医師数は、県内全域で人口10万人あたり86.4人と、平成26(2014)年の前回調査と比べて0.3人減少しており、過疎市町では人口10万人あたり67.9人と、前回調査と比べて0.8人増加しています。

図表2-2-10 人口10万人に対する医療施設従事歯科医師数の推移

区分	平成24(2012)年	平成26(2014)年	平成28(2016)年	増減(2014→2016)
過疎市町	65.5	67.1	67.9	+0.8
広島県	83.8	86.7	86.4	-0.3
全国	78.2	79.4	80.0	+0.6

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

(3) 看護職員

平成28(2016)年末現在の県内の就業看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)数は42,904人と、平成26(2014)年と比べて1,453人増加していますが、うち過疎市町では2人減少と増加には至っていません。

図表2-2-11 県内の就業看護職員数の推移

区分	平成24(2012)年	平成26(2014)年	平成28(2016)年	増減(2014→2016)
過疎市町	3,832/(1,508.5)	3,964/(1,606.0)	3,962/(1,651.2)	-2/(+45.2)
広島県	39,157/(1,419.1)	41,451/(1,463.1)	42,904/(1,512.3)	+1,453/(+49.2)
全国	1,452,635/(1,139.3)	1,509,340/(1,187.7)	1,559,562/(1,228.7)	+50,222/(+41.0)

※上段：就業看護職員数／(下段)：人口10万人に対する看護職員数

出典：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」(隔年12月末日現在)

過疎市町の人口10万人に対する看護職員数は、県推計人口を基に算出した推計値

4 医療施設の状況

(1) 病院及び診療所

病院数は、平成28(2016)年では、県全体で244施設、うち過疎市町では29施設となっています。過疎市町では、平成23年(2011)から5年間減少はありませんが、いずれも平成2(1990)年をピークに減少しています。

また、一般診療所数は、平成28(2016)年では県全体で2,572施設、うち過疎市町では222施設となっており、いずれも平成23(2011)年から減少しています。

(2) 歯科診療所

県内の歯科診療所数は、平成28(2016)年では、県全体で1,556施設と増加していますが、うち過疎市町では124施設と減少しています。

図表2-2-12 県内の病院・一般診療所・歯科診療所数の推移

区分	平成18年(2006)	平成23年(2011)	平成28年(2016)	増減(割合)(2011→2016)	
病院	過疎市町	31	29	29	- (-)
		254	249	244	-5 (-2.0%)
一般診療所	過疎市町	244	234	222	-12 (-5.1%)
		2,639	2,611	2,572	-39 (-1.5%)
歯科診療所	過疎市町	133	126	124	-2 (-1.6%)
		1,522	1,546	1,556	+10 (+0.6%)

出典：厚生労働省「医療施設調査」(各年10月1日現在)

5 へき地医療体制の状況

(1) へき地医療拠点病院

本県では、へき地診療所への医師派遣や無医地区等への巡回診療等の医療支援活動を行う「へき地医療拠点病院」(以下、この項において「拠点病院」という。)を、平成28(2016)年度末時点で11病院指定しています。

平成28(2016)年度では、無医地区等への巡回診療は、4拠点病院が7地区を対象に実施しています。また、へき地診療所等への代診医等の派遣協力は、9拠点病院が実施しています。

(2) へき地診療所

無医地区等を有する市町において、受療機会を安定的に提供し、住民生活の安心の基盤を確保するため、「へき地診療所」が設置・運営されています。

平成24(2012)年度では公設17機関が運営されていましたが、平成25(2013)年度からは新たに民営診療所を対象に加えて、新規認定を進めたことにより、これまで6機関が増加した半面、4機関が休廃止されたため、平成29(2017)年度では19機関となっています。

図表2-2-13 へき地医療拠点病院による支援等の状況(平成28(2016)年度) ※へき地診療所

圏域	へき地医療拠点病院	巡回診療	医師派遣	代診医派遣	支援・派遣先
広島	県立広島病院		○	○	○総領診療所 [※] 、大和診療所、 ○神石高原町立病院
	安佐市民病院		○		○雄鹿原診療所 [※] 、豊平病院、 ○安芸太田病院、市立三次中央病院
	吉田総合病院		○		○川根診療所 [※]
	安芸太田病院			○	○吉和診療所 [※]
広島西	広島総合病院		○		○栗谷診療所 [※]
	広島西医療センター			○	○阿多田診療所 [※]
福山・ 府中	府中市民病院	◆			◆協和地区、久佐地区
	神石高原町立病院	◆	○		○高蓋診療所 [※] 、 ◆油屋地区、笹尾地区、日ノ郷地区
備北	市立三次中央病院		○		○作木診療所 [※] 、甲奴診療所 ○庄原赤十字病院、 ○作木歯科診療所、君田歯科診療所
	庄原赤十字病院	◆	○	○	○総領診療所 [※] 、西城市民病院 ◆帝釈地区(7か所)
	西城市民病院	◆			◆小鳥原・高尾地区

図表2-2-14 へき地医療拠点病院による巡回診療・医師派遣等の実施状況(平成28(2016)年度)

区分	無医地区等への巡回診療			へき地診療所への医師派遣(代診・定期)		
	実施機関	実施回数	受診患者延数	実施機関	派遣先	派遣回数
へき地医療 拠点病院	4機関	198回	1,096人	9機関	9診療所	474回(人)

図表2-2-15 へき地診療所の設置・運営状況(平成29(2017)年度)

年度	広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北	計
平成24年度	4	2	—	2	0	1	8	17
平成29年度	6	3	—	1	2	1	6	19
増減	+2	+1	—	▲1	+2	—	▲2	+2

課 題

1 ヘき地医療支援体制

拠点病院は、へき地等の医療提供体制を支える重要な役割を担っていますが、一部の拠点病院では、医療従事者の確保が難しく、他機関からの人的支援がなければ、医療活動やへき地診療所等への支援が維持できない状況にあります。

人口減少や後継者の不在等によって、地域における受療機会を提供する公設・民営の診療所や歯科診療所の休廃止が、今後一層懸念されます。

へき地等では、専門医や病理診断医が少ないことから、専門診療科への受療は、都市部と比べて容易ではありません。

人口減少等によるバス路線等の縮小・廃止は、特に自家用車利用が困難な高齢者等にとっては、市町による移動支援（患者輸送事業、福祉タクシー助成等）が、医療機関を受診する唯一の交通手段となっている地域もあり、アクセスの確保が必要となっています。

また、巡回診療による受療確保やドクターヘリ等による救急搬送が必要とされています。

2 医師等医療従事者の確保・育成

(1) 医師の確保・育成

県内の医師数は増加傾向にありますが、都市部とへき地等における医師の地域偏在は拡大しています。キャリア形成の面での不安や、子育てなどの生活環境に対する懸念などが、へき地等における就業や定着促進を阻む障壁となっています。

また、平成30（2018）年度から新たな専門医制度が導入されますが、今後、専門医取得のための研修環境の面で、へき地等への勤務が、より敬遠される状況が懸念されます。

このため、就業促進へのアプローチのみならず、地域医療への理解が深まる機会の提供や、勤務に対する不安等が取り除かれる職場環境が求められます。

特に、地域医療へのやりがいやモチベーションが継続されるよう、本人のキャリア形成に資する勤務環境や支援の仕組が、地域を挙げて構築されることが重要です。

(2) 看護職員の確保・育成

看護職員については、今後の医療需要の増加に対して不足することが懸念される中で、特にへき地等での勤務を希望する者は少なく、へき地等の医療機関では、看護職員等の新たな採用・確保は都市部よりも難しい状況です。

3 ヘき地医療対策の推進体制

今後、へき地等では、人口減少に伴って、限りある医療資源等の有効化・効率化が一層求められます。へき地等への医療活動と、それを支える人材の確保・育成が、施策推進の両輪となって一体的に展開されることに加えて、地域においては、住民を含めた関係者の理解と協力のもとで、医療・保健・福祉・介護等の担い手が相互に補完しながら、その機能が有効に発揮される連携体制の構築が一層重要となります。

目 標

へき地等の医療提供体制を支える医療機関、医師等の医療従事者、県、市町等が連携し、地域住民が、必要に応じて適切な医療を受けられる体制を整備します。

区分	指標等	現状	目標(H35)	出典
S	へき医療拠点病院・支援病院数	[H29.4] 11施設	必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ
S	へき地診療所数	[H29.4] 19施設	現状を維持し、必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ
P	へき地医療拠点病院間の連携強化 (関係病院間の医師派遣回数/年)	[H28実績] 480回	600回	県健康福祉局調べ
O	医師数(過疎市町の人口10万人対医療施設従事医師数)	[H28] 190.5人	[H34] 203.4人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
O	歯科医師数(過疎市町の人口10万人対医療施設従事歯科医師数)	[H28] 67.9人	[H34] 67.9人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
O	看護職員数(過疎市町の人口10万人対医療施設従事看護職員数)	[H28] 1,651.2人	1,708.6人以上	厚生労働省「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」
O	自治医大卒業医師県内定着率	[H28末] 70.5%	75.0%	県健康福祉局調べ
O	「ふるさとドクターネット広島」登録者数	[H28末] 2,297人	3,137人	県健康福祉局調べ

S：ストラクチャー指標，P：プロセス指標，O：アウトカム指標

施策の方向

1 へき地医療支援体制の維持・強化

(1) へき地医療拠点病院への支援と機能強化

拠点病院による巡回診療や代診医派遣等の医療活動に対して支援を行うとともに、必要に応じて、新たに拠点病院を指定し、運営支援等を行います。

拠点病院を、所在地域により県内4地区にグルーピングし、各ブロック内で、基幹的な拠点病院が他の拠点病院のバックアップ(医師派遣など)や広域的人材育成、地域の医療機関のネットワーク機能を担うことで、拠点病院の機能分担による相互連携体制を構築するとともに、都市部の拠点病院からへき地等への広域的な後方支援を推進します。

なお、拠点病院への支援機能を補完する役割として、新たに「へき地医療支援病院」を指定する本県独自制度を創設し、医療活動が維持される体制づくりを推進します。

(2) へき地診療所への支援

公設の診療所のほか、市町からの要望に応じて民営の診療所を「へき地診療所」として認定し、運営が維持されるよう、ハード及びソフトの両面において支援等を行います。

(3) へき地等の歯科医療体制の確保

拠点病院による支援や過疎地域等特定診療所(歯科診療所)の運営、在宅歯科診療の促進等により、へき地等における歯科医療体制を確保します。

(4) 情報通信技術の活用支援

拠点病院が進める情報通信技術（ICT）を活用した診療支援や医療情報の共有化（診療相談や読影協力、患者情報の共有等）の取組を支援し、地理的障壁の解消や高度医療等へアクセスできる環境を促進します。

(5) アクセスの確保

へき地や離島における受療機会の確保等として進められている「広島県北部地域移動診療車」や「瀬戸内海巡回診療船・済生丸」の運営を支援します。

市町等が実施する患者輸送事業や、福祉タクシー等の移動支援事業、デマンド交通の導入を促進し、医療機関までの交通手段やアクセス環境の維持・向上を図ります。

ドクターヘリによる救急医療体制を推進するとともに、「中国5県等ドクターヘリ広域連携に係る基本協定」に基づき、隣接する他県のドクターヘリとの相互連携の強化を図ります。

2 医師等医療従事者の確保・育成

(1) 自治医科大学による医師の育成・派遣

自治医科大学へ、毎年2名程度、本県出身学生を入学させ、拠点病院やへき地診療所等において地域医療の中心を担う県派遣医師を育成します。

また、派遣先での研修機会の確保や後期臨床研修の充実、新専門医制度による専門医取得に資する勤務先への派遣など、地域ニーズに応えつつキャリア形成にも配慮した派遣調整を行うことで、義務年限修了後においても、県内のへき地医療機関等の公立・公的医療機関へ継続して勤務するなど、県内への定着促進を図ります。

(2) 広島大学ふるさと枠等による医師の育成・配置

地域医療に従事する医師養成を目的とした大学医学部の入学定員増（地域枠）による「広島大学医学部ふるさと枠」・「岡山大学医学部地域枠広島県コース」の医学生や、全国の大学を対象に一般募集した本県出身の医学生に対して広島県医師育成奨学金を貸与し、国の医師養成方針や制度改正等の動向も踏まえながら、へき地等の医療を担う医師を計画的に育成します。

広島大学内に寄付講座「広島大学医学部地域医療システム学講座」を設置し、地域枠等の医学生に対する卒前教育の充実や、将来の専門医取得を踏まえたキャリアプランの作成などを通じて、地域医療に対する不安等を解消し、モチベーションを高めて、へき地等への勤務が行えるよう、卒後も含めた支援を行います。

県内の医師確保対策を推進するため平成23（2011）年度から設置している「広島県地域医療支援センター」に県、市町、広島大学、県医師会、地域医療実習施設等で構成する「ふるさと枠医師等キャリア支援委員会」を組織し、地域ニーズや本人のキャリア形成を踏まえて、地域枠医師等の配置調整を進めます。

(3) プライマリ・ケア医の採用・派遣

地域医療への従事を希望する医師を県で採用し、中山間地域等の公的医療機関に派遣する県職員採用制度を、今後も継続して実施します。

図表 2-2-16
広島県医師育成奨学金制度による育成
(平成29(2017)年度募集定員)

奨学金の対象	人数
広島大学医学部ふるさと枠	18人
岡山大学医学部地域枠	2人
一般募集	4人

出典：県健康福祉局

(4) 拠点病院等による人材育成等

拠点病院やへき地診療所，地域で活躍する地域枠医師等の協力を得て，医学生等が地域医療への理解を深める機会の提供や，へき地等においても専門医療を学ぶ機会が得られる医師育成の仕組みや環境づくりを推進します。

基幹的な拠点病院等が中心となって，関係機関のネットワーク化や研修研鑽機会の提供等の地域ぐるみの取組を支援し，へき地等の医療等を支える連携体制の構築を推進します。

(5) 地域医療支援センターによる医師確保対策と定着促進

広島県地域医療支援センターにおいて，初期臨床研修医の誘致や，県内就業希望者への相談・斡旋，女性医師が働きやすい職場環境の促進，県内外の医師等のネットワークづくりなどの各種取組を推進し，医師の確保と県内への定着促進を図ります。

図表 2-2-17 広島県地域医療支援センター（公益財団法人広島県地域保健医療推進機構委託）の取組

区分	取組内容
○医師の養成・配置調整	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金医師・学生への相談支援 ・地域医療セミナーの開催 ・ふるさと枠医師等の配置調整
○医師の確保（誘致）	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修病院の研修医誘致の活動支援 ・県内外の医師の就業支援（県内医療情報の提供） ・求職・求人当事者間の調整（無料職業紹介事業等）
○医師の活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性医師の就業環境向上等に取組む医療機関への支援 ・若手医師等が地域で活躍できる仕組みづくり
○地域医療の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域での研修研鑽支援やネットワークづくり支援等 ・へき地医療支援機構の事務局業務 ・地域医療を支える取組み支援

ホームページ
「ふるさとドクターネット広島」
の運営
(医師・研修医・医学生のネット
ワークづくり，情報発信 等)

(6) 看護職員の確保・育成

県内の看護職員の確保及び定着を図るため，「養成の充実・強化」，「離職防止」，「再就業促進」，「専門医療等への対応（資質向上）」を柱とした事業に取り組みます。

県北地域唯一の看護専門学校である県立三次看護専門学校において，卒業後も引き続き地域医療に貢献する人材を養成するとともに，看護職員の離職時の届出制度を活用して，ハローワークや市町と連携しながら，就業相談や復職支援研修等を実施します。

3 へき地医療対策の推進体制

(1) 医療活動と人材確保・育成の一体的な推進

拠点病院やへき地診療所をはじめ，広島大学，医療関係団体等の関係機関で構成し，本県のへき地医療対策の推進組織である「へき地医療支援機構」において，各種取組の進捗管理を行うとともに，各地域の実情や医療支援体制等の実態把握・分析等を行い，効果的な施策推進を図ります。

「へき地医療支援機構」事務局を，地域医療支援センターが併せて担い，へき地医療対策と医師確保対策を一体的な推進体制の下で，緊密に連携して進めることで，へき地等の医療提供体制の確保を図ります。

(2) 市町の取組への支援等

市町が実施する地域医療確保の取組には、過疎地域自立促進特別措置法による財政支援制度（過疎対策事業債の発行）も活用できることから、地域の実情に応じた市町の取組を促進するとともに協力・支援等を行います。

拠点病院やへき地診療所等、へき地等での限られた医療資源が有効に機能するために、市町は、医療・介護・福祉等の多職種の関係者が相互に連携・協力して、住み慣れた身近な日常生活圏域の中で様々なニーズに応え、地域全体で住民の暮らしを支える体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）を推進し、県は、市町の取組に対して支援を行います。

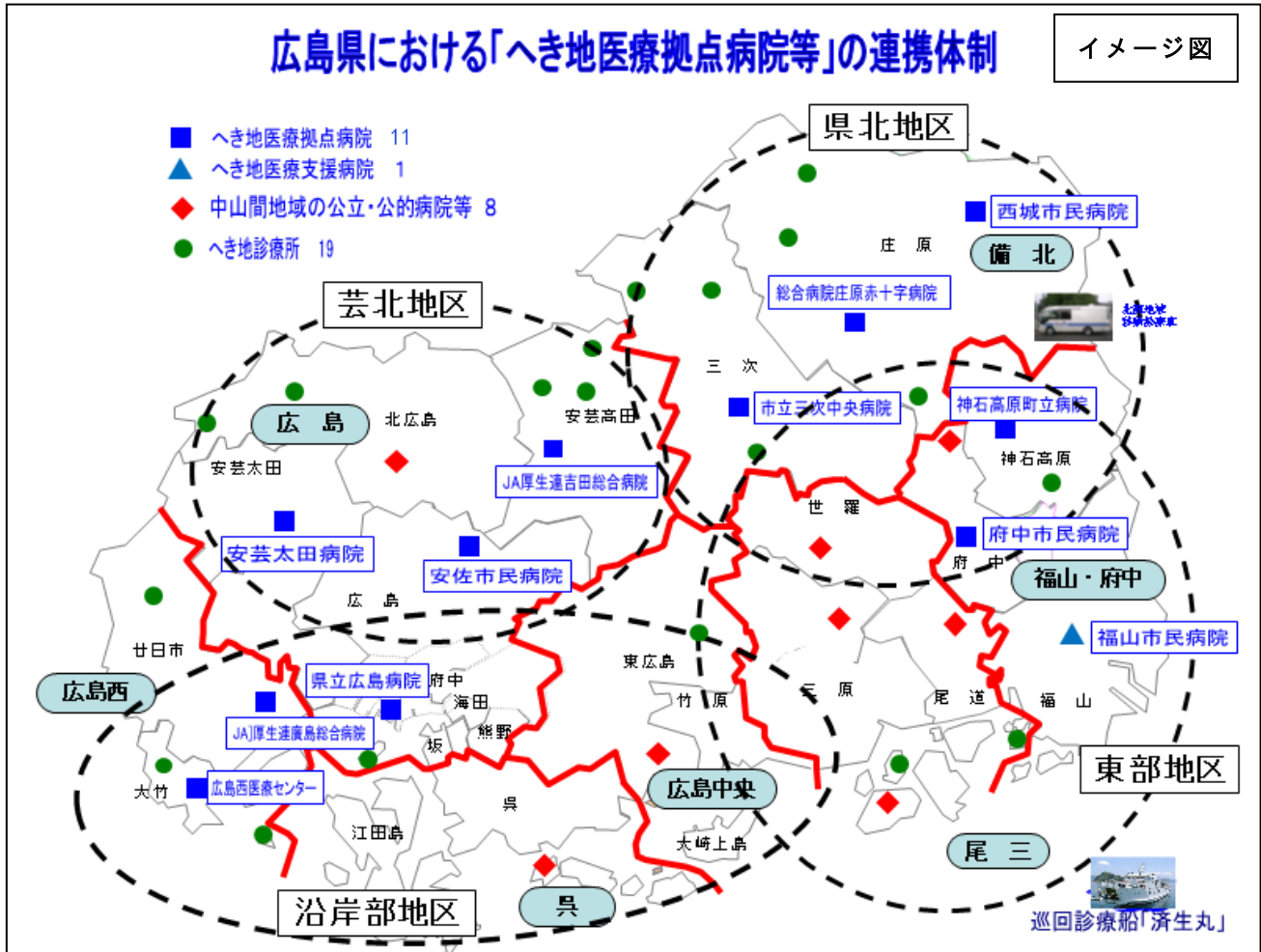
(3) 住民への啓発

へき地等での地域医療を維持していくためには、住民を含めて地域全体の理解・協力が必要です。地域における医療機関等の必要性・重要性を住民が認識して、それを維持していくための課題の共有や市町等の地域の取組への協力、また、健康の維持増進に向けた予防・早期受診、適正受診等への理解を促進することで、地域で支える医療提供体制の確保に努めます。

医療連携体制

へき地の医療連携を推進する体制は、県内4地区にグルーピングし構築します。
 へき地の医療体制に求められる医療機能は、次のイメージ図、表のとおりです。
 圏域ごとの医療連携体制を担う具体的な医療機関名は、県のホームページに掲載しています。

図表 2-2-18 広島県における「へき地医療拠点病院等」の連携体制



※ 平成 29 (2017) 年 12 月 1 日現在

図表 2-2-19 へき地の医療体制に求められる医療機能

	【保健指導】	【へき地診療】	【へき地診療の支援医療】	【行政機関等の支援】
機能	へき地における保健指導	へき地における診療	へき地の診療を支援する医療	行政機関等によるへき地医療の支援
ポイント	・無医地区等において、保健指導を提供	・無医地区等において、地域住民の医療を確保 ・専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備	・診療支援機能の向上	・保健医療計画を作成 ・作成した計画に基づく施策を実施
関係機関等	保健所，市町	へき地診療所 過疎地域等特定診療所 へき地医療拠点病院	へき地医療拠点病院 へき地医療支援病院	県 へき地医療支援機構
関係機関等に求められる事項	①保健師等，必要な体制を確保し保健指導等を実施していること ②地区の保健衛生状態を十分把握し，保健所及び最寄りのへき地診療所等との緊密な連携のもとに計画的に地区の実情に即した活動を行うこと	①プライマリーの診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること ②必要な診療部門，医療機器等があること ③緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること ④へき地医療拠点病院とへき地診療所との間に伝送装置を設置するなどにより，へき地医療拠点病院と連携していること ⑤へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加していること	①遠隔診療等の実施により各種の診療支援を行うこと ②巡回診療等によりへき地住民の医療を確保すること ③へき地診療所等への代診医等の派遣及び技術指導，援助を行うこと ④へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること ⑤その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること ⑥24時間365日の診療体制を構築すること ⑦高度の診療機能を有し，へき地医療拠点病院の診療活動等を援助すること	県は，保健医療計画の策定に当たり，地域や地区の状況に応じて，医療資源を有効に活用しながら，県内の実情にあわせて「医師を確保する方策」，「医療を確保する方策」，「診療を支援する方策」，「へき地医療の普及・啓発」を定め，行政機関等が担うへき地医療の支援策を明示する。 ①県 ・保健医療計画におけるへき地医療対策の策定及びそれに基づく施策の実施 ②へき地医療支援機構 ・保健医療計画に基づく施策の実施
連携	地域住民の健康状況等の情報交換		緊急の内科的・外科的処置を可能とするための連携	

SPO	指標名	全国	広島県	二次保健医療圏比較							調査年	調査名等	定義
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北			
S	災害に備えて医療資器材の備蓄を行っている災害拠点病院の割合	0.96	0.94								平成27年4月1日時点	都道府県調査	災害に備えて医療資器材の備蓄を行っている災害拠点病院の数/災害拠点病院の総数
	受水槽の保有や、井戸設備の整備を行っている災害拠点病院の割合	0.99	1.00										受水槽の保有や、井戸設備の整備を行っている災害拠点病院の数/災害拠点病院の総数
	食料を3日分程度備蓄している災害拠点病院の割合	0.94	0.89										食料を3日分程度備蓄している災害拠点病院の数/災害拠点病院の総数
	飲料水を3日分程度備蓄している災害拠点病院の割合	0.91	0.78										飲料水を3日分程度備蓄している災害拠点病院の数/災害拠点病院の総数
	医薬品を3日分程度備蓄している災害拠点病院の割合	0.96	1.00										医薬品を3日分程度備蓄している災害拠点病院の数/災害拠点病院の総数
S	食料の供給について、関係団体と締結を結び優先的に供給される体制を整えている災害拠点病院の数	0.94	0.89								平成27年4月1日時点	都道府県調査	食料の供給について、関係団体と締結を結び優先的に供給される体制を整えている災害拠点病院の数/災害拠点病院の総数
	飲料水の供給について、関係団体と締結を結び優先的に供給される体制を整えている災害拠点病院の割合	0.91	0.78										飲料水の供給について、関係団体と締結を結び優先的に供給される体制を整えている災害拠点病院の数/災害拠点病院の総数
	医薬品等の物資の供給について、関係団体と締結を結び優先的に供給される体制を整えている災害拠点病院の割合	0.96	1.00										医薬品等の物資の供給について、関係団体と締結を結び優先的に供給される体制を整えている災害拠点病院の数/災害拠点病院の総数
S	病院敷地内にヘリポートを有している災害拠点病院の割合	0.47	0.50								平成27年4月1日時点	都道府県調査	病院敷地内にヘリポートを有している災害拠点病院の数/災害拠点病院の総数
S	災害拠点病院数 (10万人あたり)	18 0.6	5 0.4	2 1.4	3 1.2	1 0.5	3 1.2	2 0.4	2 0.2		平成28年	厚生労働省「災害拠点病院」	災害拠点病院の数
S	DMATのチーム数 (10万人あたり)	29 1.0	9 0.7	3 2.1	5 1.9	2 0.9	4 1.6	4 0.8	2 0.2		平成28年	厚生労働省「災害拠点病院」	DMATのチーム数
S	DMATの研修を終了した隊員数 (10万人あたり)	11,443 9.0	251 8.8								平成29年3月末現在	都道府県調査	DMAT、DPAT等の緊急医療チーム数及びチームを構成する医療従事者数
P	EMISの操作を含む訓練・研修を実施した二次保健医療圏の数	2	0	0	1	0	1	0	0		平成28年	県健康福祉局調べ	EMISの操作を含む訓練・研修を実施した二次保健医療圏の数
P	操作担当者の指定をしている病院の割合	99.2	100.0								平成28年4月	都道府県調査	災害拠点病院の承認要件等として、各都道府県が把握する状況
P	研修・訓練の実施を実施している病院の割合	98.2	100.0										
P	業務継続計画（BCP）に基づき、被災した状況を想定した院内訓練・研修を実施した災害拠点病院の数 (災害拠点病院に占める割合)	0	0	0	0	0	0	0	0		平成28年	県健康福祉局調べ	業務継続計画（BCP）に基づき、被災した状況を想定した院内訓練・研修を実施した災害拠点病院の数・割合
P	災害時の医療チーム等の受入を想定し、関係機関等との連携の確認を行う災害実働訓練を実施した災害拠点病院の数 (災害拠点病院に占める割合)	13 0.72	5 1.00	2 1.00	2 0.67	1 1.00	1 0.33	1 0.50	1 0.50		平成28年	県健康福祉局調べ	災害時の医療チーム等の受入を想定し、関係機関等との連携の確認を行う災害実働訓練を実施した災害拠点病院の数・割合

◎へき地の医療体制構築に係る現状把握のための指標

SPO	指標名	全国	広島県	二次保健医療圏比較							調査年	調査名等	定義
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北			
S	無医地区の数	637	54	6	0	0	0	4	9	35	平成26年	無医地区等調査	無医地区、準無医地区の数
S	準無医地区の数	420	30	14	1	1	0	4	4	10			
S	へき地医療拠点病院の数 (10万人あたり)	312 0.2	11 0.4								平成28年1月4日現在	へき地保健医療対策事業の	へき地医療拠点病院の数
S	へき地診療所の数 (10万人あたり)	1,083 0.8	22 0.8								平成28年1月1日現在	へき地保健医療対策事業の	へき地診療所の数
S	へき地における歯科診療所数 (10万人あたり)	55 0.0	0 0.0								平成28年度	へき地医療現況調査	へき地医療現況調査の記入要領に準ずる
S	へき地診療所の病床数 (10万人あたり)	1,469 1.1	0 0.0								平成28年1月3日現在	へき地保健医療対策事業の	へき地診療所の病床数
S	へき地医療支援機構の数 (10万人あたり)	40 0.0	1 0.0								平成28年度	へき地医療現況調査	へき地医療現況調査の記入要領に準ずる
S	へき地診療所の医師数 (10万人あたり)	925.9 0.7	18.1 0.6								平成28年1月2日現在	へき地保健医療対策事業の	へき地診療所の医師数
S	へき地医療に従事する地域枠医師数 (10万人あたり)	450 0.4	19 0.7								平成28年度	へき地医療現況調査	へき地医療現況調査の記入要領に準ずる
S	へき地医療支援機構の専任・併任担当官数 (10万人あたり)	42 0.0	1 0.0								平成28年度	へき地医療現況調査	へき地医療現況調査の記入要領に準ずる
S	へき地医療に関して一定の実績を有するものとして認定を受けた社会医療法人数 (10万人あたり)	138 0.1	6 0.2								平成28年度	へき地医療現況調査	へき地医療現況調査の記入要領に準ずる
P	へき地における巡回診療の実施日数 (10万人あたり)	2,350 1.8	0 0.0								平成28年度	へき地医療現況調査	へき地医療現況調査の記入要領に準ずる
	へき地における訪問診療（歯科を含む）の実施日数 (10万人あたり)	48,257 37.7	794 27.7										
	へき地における訪問看護の実施日数 (10万人あたり)	37,760 29.5	446 15.6										
	へき地保健指導所の保健活動日数 (10万人あたり)	5,951 4.6	0 0.0										
	へき地保健指導所の保健活動対象者数 (10万人あたり)	24,418 19.1	0 0.0										

SPO	指標名	全国	広島県	二次保健医療圏比較							調査年	調査名等	定義
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北			
P	へき地医療拠点病院からへき地への巡回診療実施回数	5,236	282								平成28年度	へき地医療現況調査	へき地医療現況調査の記入要領に準ずる
	(10万人あたり)	4.1	9.8										
	へき地医療拠点病院からへき地への巡回診療日数	3,999	163										
	(10万人あたり)	3.1	5.7										
	へき地医療拠点病院からへき地への巡回診療延べ受診患者数	26,170	1,130										
	(10万人あたり)	20.4	39.5										
	へき地医療拠点病院からへき地への医師派遣実施回数	15,661	511										
	(10万人あたり)	12.2	17.8										
	へき地医療拠点病院からへき地への医師派遣延べ派遣日数	13,278	343										
	(10万人あたり)	10.4	12.0										
へき地医療拠点病院からへき地への代診医派遣実施回数	4,222	28											
(10万人あたり)	3.3	1.0											
へき地医療拠点病院からへき地への代診医派遣延べ派遣日数	4,146	16											
(10万人あたり)	3.2	0.5											
遠隔医療等ICTを活用した診療支援の実施状況	174	4											
(10万人あたり)	0.1	0.1											
P	協議会の開催回数	68	1								平成28年度	へき地医療現況調査	へき地医療現況調査の記入要領に準ずる
	(人口10万人あたり)	0.1	0.0										
	協議会等におけるへき地の医療従事者(医師、歯科医師、看護師、薬剤師等)確保の検討回数	44	0										
	(人口10万人あたり)	0.0	0.0										

◎周産期医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標

SPO	指標名	全国	広島県	二次保健医療圏比較							調査年	調査名等	定義
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北			
S	産科医及び産婦人科医の数	11,349	267	145	14	22	15	22	41	8	平成28年	医師・歯科医師・薬剤師調査	医師届出票(11)に従事する診療科名等で主たる診療科を「産科」又は「産婦人科」と届出をした医師数
S	分娩取扱施設(診療所)に勤務する産科医及び産婦人科医の数	2,259.2	45.7	21.7	2.5	2.0	4.1	7.5	7.9	0.0	平成26年	医療施設調査	一般診療所票(26)手術等の実施状況の「分娩の取扱」有りの担当医師数(常勤換算)
	(15-49歳の女性人口10万人あたり)	8.4	7.7	7.2	8.6	4.2	9.0	16.3	7.4	0.0			
S	分娩取扱施設(病院)に勤務する産科医及び産婦人科医の数	6,317.2	111.8	56.1	6.0	12.8	0.0	8.0	24.9	4.0	平成26年	医療施設調査	病院票(30)手術等の実施状況の「分娩の取扱」有りの担当医師数(常勤換算)
	(15-49歳の女性人口10万人あたり)	23.4	18.9	18.5	20.7	27.1	0.0	17.4	23.3	26.5			
S	診療所の助産師数	4,957.7	98.4	61.2	12.2	2.0	5.6	9.5	7.9	0.0	平成26年	医療施設調査	一般診療所票(26)手術等の実施状況の「分娩の取扱」有りの担当助産師数(常勤換算)
	(15-49歳の女性人口10万人あたり)	18.3	16.6	20.2	42.0	4.2	12.3	20.6	7.4	0.0			
S	病院の助産師数	18,223.6	388.3	191.1	25.0	58.4	0.0	30.0	61.8	22.0	平成26年	医療施設調査	病院票(30)手術等の実施状況の「分娩の取扱」有りの担当助産師数(常勤換算)
	(15-49歳の女性人口10万人あたり)	67.4	65.6	63.1	86.1	123.8	0.0	65.1	57.9	145.8			
S	就業助産師	33,956	664								平成26年度	衛生行政報告例	就業助産師数
S	アドバンス助産師数	2,614	44								平成29年2月	日本助産評価機構HP	クリニカルラダーレベルⅢの認証を受けた助産師数(アドバンス助産師)、新生児集中ケアの分野
S	新生児集中ケア認定看護師数	372	12								平成29年6月	日本看護協会HP	クリニカルラダーレベルⅢの認証を受けた助産師数(アドバンス助産師)、新生児集中ケアの分野
S	分娩取扱医療機関数		55	25	3	4	4	8	10	1	平成28年	広島県調べ	分娩取扱医療機関数
S	N I C Uを有する病院数	330	7	3	0	1	1	1	1	0	平成26年	医療施設調査	病院票(28)特殊診療設備のNICUを有する施設数
	(人口10万人あたり)	0.3	0.2	0.2	0.0	0.4	0.5	0.4	0.2	0.0			
S	N I C Uの病床数	3,052	54	24	0	6	6	6	12	0	平成27年	厚生労働省現況調査	病院票(28)特殊診療設備のNICUの病床数
	(人口10万人あたり)	2.4	1.9	1.8	0.0	2.3	2.7	2.3	2.3	0.0			
S	N I C Uの病床数	67	30	0	10	6	6	12	3	3	平成26年	医療施設調査	病院票(28)特殊診療設備のMFIUを有する施設数
	(人口10万人あたり)	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
S	M F I C Uを有する病院数	110	1	0	0	0	0	0	0	0	平成26年	医療施設調査	病院票(28)特殊診療設備のMFIUを有する施設数
	(人口10万人あたり)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
S	M F I C Uの病床数	715	6	6	0	0	0	0	0	0	平成26年	医療施設調査	病院票(28)特殊診療設備のMFIUの病床数
	(人口10万人あたり)	0.6	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
S	NICU専任常勤医師数	1,660	44								平成26年度	周産期医療体制調	日に主にNICU及びGCUを担当する小児科・新生児医師数
	(10万人あたり)	1.3	1.5										
	NICU専任非常勤医師数(常勤換算)	1,414	40										
S	ハイリスク分娩管理加算届出医療機関数	705	17	8	1	2	1	1	3	1	平成28年3月	診療報酬施設基準	A237 ハイリスク分娩管理加算の届出医療機関数
S	ハイリスク分娩管理加算届出医療機関数	705	17	8	1	2	1	1	3	1	平成28年3月	診療報酬施設基準	A237 ハイリスク分娩管理加算の届出医療機関数
P	出生率	8.0	8.4								平成27年	人口動態調査	出生率(人口千対)
	合計特殊出生率	1.5	1.6										
P	低出生体重児出生率	9.5	9.7								平成26年	医療施設調査	(分娩数(帝王切開件数を含む)÷人口)×10万 病院票(31)手術等の実施状況の「分娩」の9月中の実施件数
	病院の分娩数(帝王切開件数を含む)	46,451	984	435	52	125	0	81	234	57			
P	一般診療所の分娩数(帝王切開件数を含む)	171.9	166.1	143.7	179.2	264.9	0.0	175.9	219.3	377.6	平成26年	医療施設調査	(分娩数(帝王切開件数を含む)÷人口)×10万 一般診療所票(25)手術等の実施状況の「分娩」の9月中の実施件数
	(15-49歳の女性人口10万人あたり)	143.5	190.3	192.2	323.9	74.2	253.1	264.9	167.8	0.0			
P	新生児(未熟児を除く)の産後訪問指導を受けた割合	243.1	84.1								平成26年度	地域保健・健康増進事業報告	(新生児(未熟児を除く)の被訪問指導実人員数÷出生数)×100
P	未熟児の産後訪問指導を受けた割合	54.1	44.0								平成26年度	地域保健・健康増進事業報告	(未熟児の被訪問指導実人員数÷出生数)×100
P	N I C U入室児数	68,838	1,600	749	0	143	152	185	371	0	平成26年	医療施設調査	病院票(28)特殊診療設備のNICUの9月中の取扱患者数
P	(人口10万人あたり)	53.6	55.6	54.9	0.0	54.1	69.0	70.6	70.6	0.0	平成26年	医療施設調査	病院票(28)特殊診療設備のNICUの9月中の取扱患者数
P	産後訪問指導実施数	2,185,276	34,293								平成27年度	地域保健・健康増進事業報告	分娩後1年以内の産婦への産後訪問指導実施数
P	(10万人あたり)	1,704	1,195								平成27年度	地域保健・健康増進事業報告	分娩後1年以内の産婦への産後訪問指導実施数